

平成 26 年度
愛媛県立図書館及び愛媛県美術館広告ポスター取扱業者募集要項

1 趣旨

この要項は、県の財源を確保するとともに、地域企業等に優良な広告媒体を提供することにより、地域経済の活性化を図ることを目的として実施する教育委員会が所管する県立図書館及び県美術館への広告ポスターの掲示に係る広告取扱業者の募集に関し、必要な事項を定めるものである。

2 広告ポスターを掲示する場所等

施 設 名	掲 示 場 所	掲示スペース (縦)×(横) (cm)	来館者数 (平成 24 年度)
愛 媛 県 立 図 書 館	1 階ロビー	90×360	229,322 人
	エレベーター内壁面	100×100	
	2 階第 2 学習室壁面	100×250	
	4 階エレベーターホール壁面	100×250	
愛 媛 県 美 術 館	ハイビジョンギャラリーの西側面	230×360	278,543 人

3 募集の内容等（随意契約に付する事項）

(1) 募集する広告取扱業者

県立図書館及び県美術館において、それぞれ 1 者募集。

(2) 応募に当たっての留意事項

ア 広告の方法

広告ポスターを上記 2 の施設の掲示スペースに掲示することにより行う。

イ その他

- ・ 広告ポスターの掲示に際しては、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱及び愛媛県立図書館及び愛媛県美術館に係る広告掲示取扱要領に従うものとする。
- ・ 広告主及び掲示する広告ポスターの募集は、広告取扱業者が行うこととする。
- ・ 掲示しようとする広告ポスターは、その内容等について掲示前に県の審査を受けなければ掲示することができない。また、県からの内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従う必要がある。

- ・ 競争見積参加者は、別紙様式による見積書を、広告ポスターの掲示を希望する施設に直接提出しなければならない。郵送及び電送による提出は認めない。
- ・ 競争見積参加者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- ・ 見積金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、当該課税相当分の金額込みで見積書に記載すること。

(4) 現地説明会

特に実施しない。

現地確認を希望する場合には、業務に支障のないよう配慮のうえ、各自で確認してかまわない。

5 競争見積参加者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札に参加させることができないとされていない者であること。

(2) 知事の審査を受け、広告代理業務を主たる業務として営業種別「23 企画・広告・イベント」について、製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、広告代理業務について 3 年以上の営業経験を有するものであること。（法人にあっては、当該業務を法人の目的としていることが、商業登記事項証明書により確認できること。）

(3) 見積書提出期限の日において、知事が行う指名停止の期間中でない者であること。

6 契約の相手方の決定

各施設において、次により、それぞれ契約の相手方を決定する。

(1) 有効な見積書を提出した者で、予定価格以上の最高の価格でもって申込みをしたものを契約の相手方とする。

(2) 採用となるべき同価格の見積書を提出した者が 2 人以上あるときは、後日、県が指定する日時に当該見積書を提出した者にくじを引かせ、契約の相手方を決定するものとする。この場合において、当該日時に出席しない者については、契約の相手方となることを辞退したものとみなす。

(3) 県は、契約の相手方を決定したときは、速やかに、契約の相手方を決定したこと、契約の相手方の氏名及び住所並びに採用額を、契約の相手方とならなかった競争見積参加者に通知するものとする。

(4) 県は、契約の相手方が、指定の期日までに契約の締結をしないときは、採用の決定を取り消すものとする。

7 契約書の作成

(1) 契約の相手方となった者は、県の指示により、県立図書館又は県美術館の目的外使用の許可を受けるとともに、県と広告事業に関する契約（以下「本件契約」という。）を締結するものとする。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 県が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本件契約は確定しないものとする。

8 契約条項

別添契約書（案）のとおり

9 その他

- (1) 競争見積参加者は、この募集要項、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱、愛媛県立図書館及び愛媛県美術館に係る広告掲示取扱要領、契約書（案）等を熟読し、遵守すること。
- (2) 本件に要する費用は、競争見積参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。

10 広告ポスター掲示に関するお問合せ先

愛媛県立図書館

〒790-0007 松山市堀之内

電話 089-941-1441 F A X 089-941-1454

愛媛県美術館

〒790-0007 松山市堀之内

電話 089-932-0010 F A X 089-932-0511

愛媛県教育委員会事務局

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

（県立図書館に関すること）

管理部 生涯学習課 生涯学習推進係

電話 089-912-2931（直通） F A X 089-912-2929

電子メールアドレス shougaigaku@pref.ehime.jp

（県美術館に関すること）

管理部 文化財保護課 文化財普及係

電話 089-912-2978（直通） F A X 089-912-2974

電子メールアドレス bunkazaihogo@pref.ehime.jp

見 積 書

愛 媛 県 ○ ○ ○ 長 様

平成 年 月 日

住 所

商 号
又は名称

代 表 者
職 氏 名

下記のとおり見積りいたします。

百万	十万	万	千	百	十	円

内 訳

品 名	金 額	摘 要
広告ポスター広告料		
消費税及び地方消費税		4月1日契約のため8%